

介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費支給対象サービス利用者負担額
 サービスに要した費用の原則1割
 月額負担上限額については、各市町村長が定めた額

サービスの種類	ご利用額
就労継続支援A型事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料 590円/1日あたり ・福祉専門職員配置 15円/1日あたり ・賃金向上達成指導員配置 70円/1日あたり ・欠席時対応 94円/月4回まで ・初期 30円/1日あたり ・利用者負担上限額管理 150円/1月あたり ・食事提供体制 30円/1日あたり <p>※下記については令和6年4月から令和6年5月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員処遇改善 総利用額の5.7% ・福祉・介護職員等特定処遇改善 総利用額の1.7% ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援 総利用額の1.3% <p>※下記については令和6年6月から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員等処遇改善 総利用額の9.6%
就労継続支援B型事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料 600円/1日あたり ・福祉専門職員配置 15円/1日あたり ・目標工賃達成指導員配置 40円/1日あたり ・目標工賃達成 10円/1日あたり ・欠席時対応 94円/月4回まで ・初期 30円/1日あたり ・利用者負担上限額管理 150円/1月あたり ・食事提供体制 30円/1日あたり ・送迎 21円/1回あたり <p>※下記については令和6年4月から令和6年5月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員処遇改善 総利用額の5.4% ・福祉・介護職員等特定処遇改善 総利用額の1.7% ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援 総利用額の1.3% <p>※下記については令和6年6月から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員等処遇改善 総利用額の9.3%
生活介護事業	<ul style="list-style-type: none"> 利用料 ・区分6 1,049円/1日あたり ・区分5 775円/1日あたり ・区分4 533円/1日あたり ・区分3 475円/1日あたり ・区分2 429円/1日あたり ・人員配置(全区分) 321円/1日あたり ・福祉専門職員配置(I)(全区分) 15円/1日あたり ・福祉専門職員配置(III)(全区分) 6円/1日あたり ・常勤看護職員等配置(全区分) 28円×看護職員の配置人数/1日あたり ・重度障害者支援体制(I)(全区分) 50円/1日あたり ・欠席時対応(全区分) 94円/月4回まで ・初期(全区分) 30円/1日あたり ・利用者負担上限額管理 150円/1月あたり ・食事提供体制(全区分) 30円/1日あたり ・送迎(全区分) 49円/1回あたり ・入浴支援加算 80円/1日あたり <p>※下記については令和6年4月から令和6年5月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員処遇改善 総利用額の4.4% ・福祉・介護職員等特定処遇改善 総利用額の1.4% ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援 総利用額の1.1% <p>※下記については令和6年6月から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員等処遇改善 総利用額の8.1%